発行人 大 分 県

編集 株明文堂印刷

+

平 成二十 九年

第二九二二号

月

六

H

六

定款変更の内容

事業の変更

目的の変更

と異種障がい者間の交流を行い、 この法人は障がい者・高齢者及びその家族に対して、軽スポーツによる身体機能の維持

(金曜日) 減を目的とする。

相談事業による障がい者自身とその家族の心理的負担軽

定款に記載された目的

Ŧi.

大分市富士見が丘西二丁目五番六号

(定価 箇年 三万八千八百八十円)

平成二十九年十月六日

_

変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

平成二十九年九月二十一日

変更申請のあった年月日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

域福祉の向上に寄与することを目的とする。

この法人は、児童、障害者、高齢者に対して、デイサービス等に関する事業を行い、

地

六

定款変更の内容

役員に関する事項の変更

会議に関する事項の変更

会員に関する事項の変更

資産及び会計に関する事項の変更

四

主たる事務所の所在地

智

代表者の氏名

特定非営利活動法人

大分福祉ネットワーク友輪会

り特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成二十九年十月六日

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、

次のとお

四

主たる事務所の所在地

代表者の氏名

田

洋之輔

Ŧi.

定款に記載された目的

玖珠郡玖珠町大字塚脇五百八十一番地の

大分県告示第五百八十号

〇 告

示

......六

変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 さんぽ

Ė.

平成二十九年九月二十五日 変更申請のあった年月日 . 四

土地改良区の役員の就退任………

病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示の一部改正…………

選挙運動等における掲示等に関する規程の一部改正………………

公職選挙事務取扱規程の

部改正……

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(二件)]

大分県告示第五百八十一号

り特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成二十九年十月六日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、

次のとお

示

選挙管理委員会告示

Ħ

次

大分県報 (告示) 解散及び合併に関する事項の変更 定款の変更に関する事項の変更

件 艇

耳

国 神

公告の方法の変更

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第五十一号 公職選挙事務取扱規程(昭和三十年大分県選挙管理委員会告示第三号)の一部を次のよう

に改正する。

平成二十九年十月六日

大分県選挙管理委員会委員長 木

部を合わせて開票区」に、 第七条第二項中「数町村の区域を合せて一開票区」を「数市町村の区域の全部若しくは 「関係町村選挙管理委員会」を「関係市町村委員会」に改める。 廣

第五十六条中「市町村の選挙管理委員会」を「市町村委員会」に改める。

第四号様式中「開票区設定等内申」を「第7条関係」に改める。 第三号様式中「投票区設定等報告」を「第6条関係」に改める。

第五号様式を次のように改める。

第5号様式 (第7条関係)

大分県選挙管理委員会

委員長 K 名骤

〇〇市 (町村) 選挙管理委員会 委員長 Ħ

名印

〇〇市 (町村) 選挙管理委員会

委員長 氏 名曰

市町村の区域の全部又は一部を合わせて開票区設定(変更)内申

したいので内申します。 下記市(町村)について、その区域の全部又は一部を合わせて開票区を設定(変更)

00#

内申は、関係市(町村)選挙管理委員会委員長の連名によること。

쀕

〇〇郡〇〇町(村)

設定 (変更) の理由

事項通知」や「選挙人名簿登録・抹消・表示事項通知」
リア 第九号様式中 「表示事項等の通知」や 「第11条関係」 に、

明大昭 明大昭 明大昭 を

第十一号様式中「(描定投票区等に関する通知)」を削る。

第十四号様式中 「同時選挙の投票所の設備」を「第二十二条関係」に改める。

第十五号様式中 「入場券及び到着番号札」を「第二十三条関係」に改め、 同様式 表) 中

「番地」及び「昭和」を削る。

第十六号様式中 「投票箱等送付書」を「第24条関係」に改める。

第十六号様式の二中「(投票用紙等受払簿)」を「(第25条関係)」 に改める。

第十七号様式中「(宣言書)」を「(第二十六条関係)」に改める。

第十八号様式中「仮投票調書」を「第30米関係」に改める。

第十九号様式中「(茂照に関する灩書)」を削る。

第二十号様式中「(投票用紙等使用計算書)」を「(第33条関係)」に改める。

第二十号様式の一 一中「(繰上投票の報告)」を「(第35条の2関係)」に改める。

二十三号様式中「(選致目録)」を「(第39条関係)」に、 一十一号様式中 「繰延投票 (再投票) 事由発生報告」を「第36条関係」に改める。 「選致目録」や「送致目

第

第二十四号様式中「開票所の設備」を「第四十二条関係」に改める。

「登録抹消表示事項」や「登録・抹消・表示事項」は 第十三号様式中 第十号様式の三の注1及び第十号様式の四の注1中「3日」を「1日」に改める。 第十号様式中「(選挙人名簿再調製報告)」を「(第13条関係)」に改める。 「投票所の設備」を「第二十二条関係」に改める。 に改める。 選挙人名簿登録・抹消・表示 「 禁消」を「 抹消」に、 0)

第三十二号様式及び第三十二号様式の二中「(磁挙や行うべき増田発出製品)」を削る。 第三十四号様式中「(幽幽分離)」を削る。 第三十一号様式中「(当選訂書介与報告)」を「(第58条関係)」に改める。 第二十九号様式及び第二十九号様式の二中「(宗蓋幸に歴する盧宮及び濁ゆ)」を削る。 第二十八号様式中「(開票関係書類等送付書)」を「(第52条関係)」に改める。 第二十六号様式から第二十六号様式の三までの規定中「(圕鴉滸湘湖市)」を削る。 一十五号様式及び第二十五号様式の二中「(海郷羋輝珠)」を削る

第三十五号様式中「(蘊木L)」を削る。

この告示は、 公示の日から施行する。

大分県選挙管理委員会告示第五十二号

選挙運動等における掲示等に関する規程 一部を次のように改正する。 (昭和三十年大分県選挙管理委員会告示第五号)

平成二十九年十月六日

条第九項」 第六条第一項中「第九十二条第六項」を「第九十二条第七項」に、 に、 「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第二項中「はる」を 大分県選挙管理委員会委員長 木 「同条第八項」 「貼る」 を「同

第九条を次のように改める。

に改める。

第九条 第四条及び第五条の規定は法第百七十五条第三項及び第六項の規定により市町村委 準用する。 員会又は当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が行うくじについて、第六条及 び第七条の規定は第八条の規定により市町村委員会が行う氏名等の掲示についてそれぞれ

第十条及び第十一条を削り、 第四章中第十二条の前に次の二条を加える

第十条 最高裁判所裁判官国民審查法施行令(昭和二十三年政令第百二十二号。 という。)第五条第一項又は第二項の規定により裁判官が退官等した場合における掲示を するときは、 第四号様式又は第四号様式の二によらなければならない。 令

第十一条 令第十九条第一項の規定により裁判官の氏名等の掲示をするときは、第五号様式 によらなければならない。ただし、同条第二項の総務省令で定める事項を掲載するとき 県委員会が別に様式を定め、その旨を市町村委員会に通知するものとする。

第四号様式の二(第十条関係 第四号様式(第十条関係 比例代表選出議員選挙参議院名簿届出政党等名称等」に改める。 第十二条 市町村委員会は、裁判官の氏名等の掲示が汚損し、 の二の次に次の二様式を加える。 第四号様式中「第十二条」を「第十一条」に改め、同様式を第五号様式とし、第三号様式 第二号様式の二中「参議院比例代表選出議員選挙参議院名簿届出政党等名称」を「参議院 第十四条及び第十五条を削る。 る場合は、消除し、又は変更しようとする裁判官の氏名等に二本の朱線を引くことにより 取り替え、又は補修をしなければならない。 第十二条及び第十三条を次のように改める。 行うとともに、その氏名の上欄に事由を朱書しなければならない。 者のうち、 者のうち、 5のうち、次の者は審査を行わないこととなった。 投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された 1のうち、次の者は氏名に変更が生じた。 投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された 市町村委員会は、 氏 令第二十条第一項又は第二項の規定により消除し、 名 市 市 **町** 村 村 備 選挙管理委員会 選挙管理委員会 考 又は破損したときは、 又は変更す 直ちに 挙管理委員会告示第四十五号)の一部を次のように改正する。 大分県選挙管理委員会告示第五十三号 緑風苑 域密着型介護老人福祉施設 「社会福祉法人松山会指定地 ま 軽費老人ホーム白寿苑 護老人ホーム緑風苑 社会福祉法人松山会特別養 域密着型介護老人福祉施設 「社会福祉法人松山会指定地 三 指定老人ホーム中 社会福祉法人寿永会養護老 護老人ホーム緑風苑 社会福祉法人松山会特別養 病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示 この告示は、 平成二十九年十月六日 費老人ホーム白寿苑 附 投票用紙に印刷された氏名 則 公示の日から施行する ろ 苑 苑 大分県選挙管理委員会委員長 // // // // // // // // 下郡山の手二―一七 下郡山の手二―一七 大字下郡一八一一一」 大字下郡一六七—三 大字下郡一六七—三 下郡山の手一一二七 下郡山の手二―一九 大字下郡一七〇— 変更後の氏名 に、 木 (昭和五十年大分県選 俊

廣

十九
年十
-月六日

院内町落狩倉一八一番地	古村松夫	"	" 院内町栗山二九番地	衞 藤 一二三	"
院内町斎藤一四一三	畑	"	"院内町上余一六七番地の三	衛藤英一	"
" 院内町栗山二九番地	衞藤一二三	"	" 院内町平原二七三番地	小野求	"
"院内町上余一三九の一番地	衞 藤 勝 美	"	" 院内町上納持二八番地の二	大野義晴	"
"院内町平原二七三番地	小野求	"	"院内町下余五六番地の一	渡邉磨	"
"院内町上納持一一番地の三"	池田雅彦	"	" 院内町大坪六六番地	藤林久生	"
" 院内町下余五六番地の一	渡邊磨	"	" 院内町岡二四二番地	小田保彦	"
" 院内町大坪六六番地	藤林久生	"	" 院内町荻迫一○七番地	金森一生	"
" 院内町岡二四二番地	小田保彦	"	" 院内町土岩屋八三番地	大石隆美	"
″ 院内町荻迫一○七番地	金森一生	"	" 院内町田平八番地の二	岩 男 キヱ子	"
" 院内町土岩屋九一番地	大石昌德	"	" 院内町来鉢二八二番地	安部義廣	"
" 院内町田平八番地の二	岩 男 キヱ子	"	宇佐市院内町台一五六番地	岩男立夫	理事
" 院内町来鉢二八二番地	安部義廣	"	住	氏名	役 名
宇佐市院内町台一五六番地	岩男立夫	理事	万	区員)	(退任役員)
住	氏名	役名	大子県田事 一公 順 券 首	平成二十九年十月六日	平成二
		(就任役員)			
" 院内町落狩倉七五番地	衛藤通義	"	甲)から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出が(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、院内土地	市)から、(昭和二十	改良区(宇佐土地改良法
" 院内町平原四七五番地	御 堂 了 圓	"			
" 院内町土岩屋一五八番地	大石伸一	監事	告	○ 公	
" 院内町原口三三九番地	水 脇 美智子	"		上美染药	人はし、
" 院内町落狩倉一八一番地	吉村松夫	"	由布市庄内町柿原一六〇二_ に改める。	「社会福祉法人寿永会養護老	「社会福祉
" 院内町斎藤一五七八番地の二	高安時次	"	由布市庄内町大龍二七〇七―五 を	ム寿楽苑	人ホー

大分県報 (選管委告示・公告)

	理事	役名	(退任	改良土	"	"	監事	"	
	吉村松夫	氏名	(退任役員)	平成二十九年十月六日区(宇佐市)から、退任役地改良法(昭和二十四年法	衛藤通義	御堂了圓	大石伸一	水 脇 美智子	
	宇佐市院内町落狩倉一八一番地	住所	大分県知事 広 瀬 勝 貞	平成二十九年十月六日良区(宇佐市)から、退任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。良区(宇佐市)から、退任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、院内土地土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、院内土地	"院内町落狩倉七五番地	"院内町平原四七五番地	" 院内町土岩屋一五八番地	院内町原口三三九番地	
									六